

# 井上達夫をもっと読む

## — 『他者に開かれた公共性』 読解 —

### [1] Brief Preview

#### 1. 前回(『他者への自由』読解)のおさらい

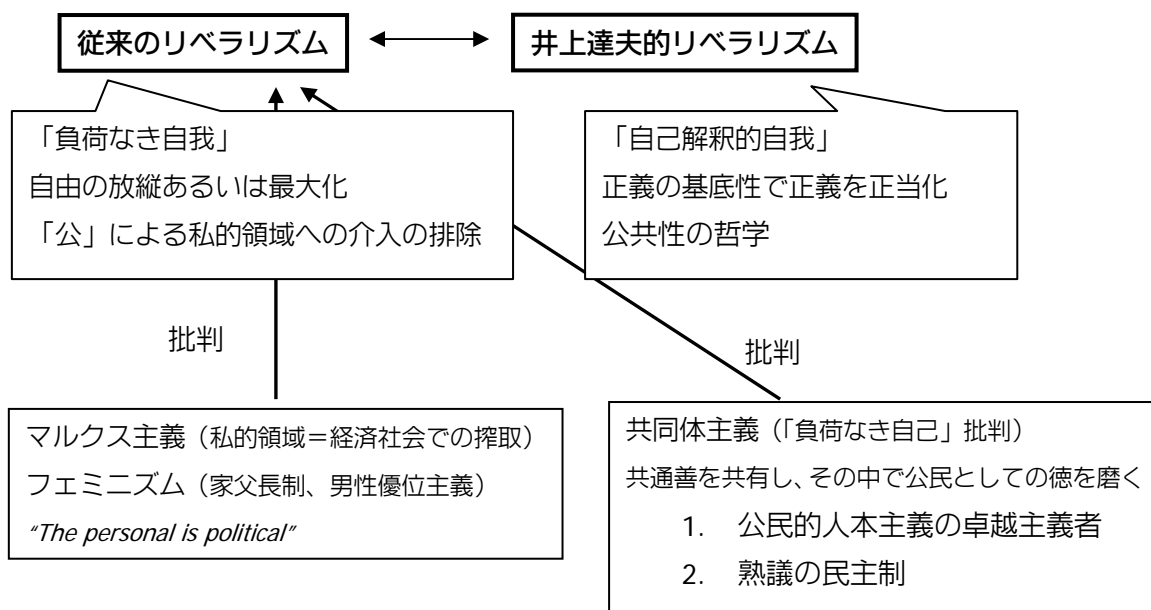
#### 2. 今回読む論文について

『公共哲学 3』所収の論文を用います。

これは『他者への自由』の続編的位置づけであり、そこに寄せられた批判に答える物です、併せて読むと理解が深まるでしょう。「おさらい」で、井上達夫的『リベラリズム』とは何か、正義とは何かなどに答えられれば準備はオッケーです。

### [2] 読解

「リベラリズムは自由主義ではない、公共性の哲学だ」



## 公共性を語る上で出てくる二元論の見直し

公共性を二元論でどう語るか

→「理由」(＝「他者」の観点から受容できる理由)の二元論 <行為の公共性を問う>

### 以下の二元論はダメダメ

- × 「領域」の二元論 (マルクス主義・フェミニズム)  
→ リベラリズムはそうした発想はとらない
- × 「主体」の二元論  
→ 公共的主体は存在しない→存在ではなく行為  
どんな主体も非公共的な存在になりうる
- × 「過程」の二元論 (ハーバマスなど)  
→ 主体的・主題的責任が曖昧する (あとで)  
「民主的プロセス」の決定のための無限背進問題

→齊藤先生の質問へ

## 井上達夫の言う「正義」とはいったい何なのか？

彼は「正義」を「公共性」の規範的な基礎になるものと説明するが、それはいったい何なのか？ → 「正義」概念の2つの特徴<sup>1</sup>(≠構想)

1. 普遍主義的要請を含むもの  
→反転可能性(reversibility)のテストを経ても、なお受容できるようにせよ  
＝他者から受容できる(＝普遍化できる)視点を含めよ
2. 正義の基底性によって正当化されたもの  
・善き生の構想から独立し、それを制約しうるもの＝正義

正義は「自分の首をしめる」理念である(p190)

## 「公共性」の制度化に向けて

制度化に向けては意志決定システムをどう考えるかが重要である

→批判的民主主義こそあるべきモデルである(p162)

<sup>1</sup> 彼は「正義」概念と「正義」構想を区別している。後者は多元的に分裂・対立しているが、前者はそうした「正義」の対立状態があると言えるためには共通する「正義」概念がないといけないという(p169)

● 批判的民主主義とは？

- ・ 「責任」を明確化する…

「為政者にやらせてみるが、間違っていたら、誰が間違っていたかの責任をはっきりさせて首を切る」(p162)

- ・ ウェストミンスターモデルに加え、少数者保護のため「司法の人権保障」が必要

政治原理	コンセンサスモデル (合意形成型民主主義)	ウェストミンスターモデル (多数決型民主主義)
国例	ベルギー・スイス・日本 (リップハートによる)	イギリス
合意形成	満場一致を原則とする	多数決を重視する
適する社会	言語的・文化的に異質性が高い社会	— (二大政党制・単独政権・小選挙区制などをとることが多い)
拒否権	内的拒否権を持つ (e.g. 国連)	外的拒否権を持つ (e.g. 違憲立法審査権?)
問題	少数者に対する同調圧力→「他者」の隠蔽につながる 主体的・主體的責任が曖昧になる 日本のように利益集団型政治に陥りやすい	少数者保護の問題

少数者保護をどう考えるか



外的拒否権としての「**司法的人権保障**」が必要

…そのために裁判所改革を柱にした大規模な司法改革が必要

憲法の普遍的な人権原理に依拠して保障する

- 強いマイノリティが人権として普遍化できない反公共的特殊権益を主張しても正当化できない  
=集団的エゴイズム、ただ乗り (フリーライド) を排除
- 孤立・分散していて、従来は保護できなかった少数者も保護できる

斉藤純一先生からの質問

**斉藤純一：**

何が公共的な価値であるかを定義していくときに、その定義の過程において、どのような力が「公共的な理由」として作用しているか (中略)

公共性は「公共的なもの」についての議論の空間ではないのです

**井上達夫：**

議論に委ねるというのではなく自分で公共性を規定する実体的価値理念にコミットしなければいけない。最後は決断と言うことになってくるでしょう

→先生の仕事はここまでか？

## 具体的政治問題について

- ・ 谷津干潟問題
  - 「この指とまれ」な公共性
- ・ 地方分権に関する問題
  - 社会保障などの必要な財源以外を地方に移し地方財政の自己責任制を確立する
  - 都心の地域エゴの解消（便益を享受するものは相応のコストを負担せよ）
- ・ グローバル化の問題（国際的組織による小国の経済破綻の可能性）
  - 警鐘を鳴らす

## そのほか

井上達夫：

「哲学」は、現実の闘争の結果を絶えず批判にさらしますが、闘争を終わらせることは出来ないと思います。

### 付録：『他者にかかれた公共性』目次

#### 発題Ⅴ—他者にかかれた公共性

0. はじめに
1. リベラリズムは没公共性の哲学か
  - (1)公私二元論批判の系譜
  - (2)公私二元論の再定位
2. 他者受容の哲学としてのリベラリズム
3. 他者にかかれた公共性の制度化
  - (1)コンセンサス原理の罫：パレート原理のムラ化
  - (2)反映的民主主義から批判的民主主義へ
  - (3)市民社会の答責性

#### 発題Ⅴを受けての討論

## 【参考文献】

- 佐々木毅、金泰昌編『公共哲学 3—日本における公と私』東京大学出版会、2002年
- 井上達夫『共生の作法—会話としての正義』創文社、1986年
- 井上達夫『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム』創文社、1999年
- 井上達夫『法という企て』東京大学出版会、2003年
- 斉藤純一『公共性—思考のフロンティア』岩波書店、2000年
- wikipedia - 民主主義 (on 2006/10/30)

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B0%91%E4%B8%BB%E4%B8%BB%E7%BE%A9>